

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市AI・IoT導入支援事業補助金
補助事業等の標目	業務の効率化と生産性の向上を同時に実現することができる手法として期待されているAI、IoT等の先端分野の導入に要する経費を補助することにより、企業の人材不足の解消と従業員の働き方改革の推進を図る。
補助事業等の対象者	市内の事業所に先端分野を導入し、又は導入しようとする市内中小企業者
補助対象経費	業務の効率化又は生産性の向上の実現を目的とした先端分野の導入に要する次の経費 (1) 電子計算機等の機器及び部品並びにソフトウェアの購入等に係る経費 (2) システム等の開発、設計及び設置に係る経費 (3) 技術指導を受けるために必要な経費 (4) 市長が特に必要と認める経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの交付申請書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成30年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>令和9年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 更なる技術革新が見込まれる先端分野を導入するには、継続的な補助が必要であるため</p>
情報の公表の方法等	補助件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>1 この取扱基準において、「市内中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの「製造業」又は大分類Gの「情報通信業」中分類「情報サービス業」小分類「ソフトウェア業」を事業として営み、市内に主たる工場若しくは研究所又はソフトウェア開発を目的に設置された施設を有するものをいう。</p> <p>2 市税等を滞納している市内中小企業者は、補助対象者から除く。</p>

	<p>3 補助金の交付を申請する先端分野の導入について、他の補助制度により補助を受けている場合は、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。</p> <p>4 一の市内中小企業者が同一年度内に補助金の交付を受けることができる回数は、1回とする。</p>
提出書類	<p>補助金の交付を受けようとするものは、補助金の交付を受けようとする年度内の3月10日（当該年度内の3月11日以後に事業が完了する場合は、原則として当該年度）までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市AI・IoT導入支援事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 諏訪市AI・IoT導入支援事業補助金実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(3) 導入の過程を判別できる証拠書類（写真、導入結果等）</p> <p>(4) 補助対象経費に係る次の書類</p> <p>ア 請求書又は納品書</p> <p>イ 領収書の写し</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係

平成30年 3月16日 制定（平成30年 4月 1日 施行）
令和 3年 3月17日 一部改正（令和 3年 4月 1日 施行）
令和 6年 3月15日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）
令和 6年 3月29日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）